議案第59号

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)等の一部を別紙のとおり改正する。

令和2年11月30日提出

取手市長 藤井信吾

提案理由

人事院の勧告や特別職の職員の給与に関する法律の改正を踏まえ,一般職及び特別職の期末手当の見直し等,所要の措置を講ずるため,取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正するものです。

取手市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(取手市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 取手市職員の給与に関する条例(昭和32年条例第80号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後

(給料)

- 第3条 給料は,取手市職員の勤務時間,休暇等に関する条例(平成9年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第7条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって,この条例に定める管理職手当,扶養手当,地域手当,住居手当,通勤手当,時間外勤務手当,休日勤務手当,夜間勤務手当,管理職員特別勤務手当,期末手当,勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。
- 2 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における職員の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1)から(4)まで (略)
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「<u>100分の125</u>」とある のは、「100分の72.5」とする。
- 4から6まで (略)

(管理職手当等の支払方法)

第22条 管理職手当,扶養手当,地域手当, 住居手当,時間外勤務手当,休日勤務手当, 夜間勤務手当,期末手当及び勤勉手当の支 給方法に関し必要な事項は,市規則で定め 改正前

(給料)

- 第3条 給料は,取手市職員の勤務時間,休暇等に関する条例(平成9年条例第1号。以下「勤務時間条例」という。)第7条第1項に規定する正規の勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって,この条例に定める管理職手当,扶養手当,地域手当,住居手当,通勤手当,時間外勤務手当,休日勤務手当,夜間勤務手当,宿日直手当,管理職員特別勤務手当,期末手当,勤勉手当及び特殊勤務手当を含まないものとする。
- 2 (略)

(期末手当)

第20条 (略)

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の130 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における職員の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。
 - (1)から(4)まで (略)
- 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「100分の130」とある のは、「100分の72.5」とする。
- 4から6まで (略)

(管理職手当等の支払方法)

第22条 管理職手当,扶養手当,地域手当, 住居手当,時間外勤務手当,休日勤務手当, 夜間勤務手当<u>,宿日直手当</u>,期末手当及び 勤勉手当の支給方法に関し必要な事項は, 第2条 取手市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第 20 条 (略)	第 20 条 (略)
2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 127.5 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における職員の在職期 間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各 号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「100分の 127.5」とあ るのは、「100分の 72.5」とする。 4 から6まで (略)	2 期末手当の額は、期末手当基礎額に 100 分の 125 を乗じて得た額に、基準日以前 6 カ月以内の期間における職員の在職期間 の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号 に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)から(4)まで (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用に ついては、同項中「100分の 125」とある のは、「100分の 72.5」とする。 4 から 6 まで (略)
4 //・** /	4 N+り 0 よく (MI)

(取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第3条 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和32年 条例第85号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第4条 市長,副市長及び教育長(以下「市	第4条 市長,副市長及び教育長(以下「市
長等」という。)の期末手当の額は、取手	長等」という。)の期末手当の額は,取手
市職員の給与に関する条例(昭和32年条	市職員の給与に関する条例(昭和32年条
例第80号。以下「給与条例」という。)第	例第80号。以下「給与条例」という。)第
20条第2項,第4項及び第5項の規定を	20条第2項,第4項及び第5項の規定を
準用して算出された額とする。この場合に	準用して算出された額とする。この場合に
おいて,同条第2項中「 <u>100分の125</u> 」と	おいて,同条第2項中「 <u>100分の130</u> 」と
あるのは「 <u>100 分の 165</u> 」とし,同条第 5	あるのは「 <u>100 分の 170</u> 」とし,同条第 5

項中「行政職給料表の適用を受ける職員で

その職務の級が3級以上であるもの並び

項中「行政職給料表の適用を受ける職員で

その職務の級が3級以上であるもの並び

に同表以外の各給料表の適用を受ける職 員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考 慮してこれに相当する職員として当該各 給料表につき市規則で定めるもの」とある のは「市規則で定める職員」と、「職員の 職の職制上の段階,職務の級等を考慮して 市規則で定める職員の区分に応じて」とあ るのは「職務等に応じて」と読み替えるも のとする。

に同表以外の各給料表の適用を受ける職 員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考 慮してこれに相当する職員として当該各 給料表につき市規則で定めるもの」とある のは「市規則で定める職員」と、「職員の 職の職制上の段階,職務の級等を考慮して 市規則で定める職員の区分に応じて」とあ るのは「職務等に応じて」と読み替えるも のとする。

第4条 取手市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を次 のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示 すように改正する。

改正後

改正前

(期末手当)

るものとする。

第4条 市長,副市長及び教育長(以下「市 長等」という。)の期末手当の額は、取手 市職員の給与に関する条例(昭和32年条 例第80号。以下「給与条例」という。)第 20条第2項,第4項及び第5項の規定を 準用して算出された額とする。この場合に おいて、同条第2項中「100分の127.5」 とあるのは「100分の167.5」とし、同条 第5項中「行政職給料表の適用を受ける職 員でその職務の級が3級以上であるもの 並びに同表以外の各給料表の適用を受け る職員で職務の複雑,困難及び責任の度等 を考慮してこれに相当する職員として当 該各給料表につき市規則で定めるもの」と あるのは「市規則で定める職員」と、「職 員の職の職制上の段階,職務の級等を考慮 して市規則で定める職員の区分に応じて」

とあるのは「職務等に応じて」と読み替え

(期末手当)

第4条 市長,副市長及び教育長(以下「市 長等」という。)の期末手当の額は、取手 市職員の給与に関する条例(昭和32年条 例第80号。以下「給与条例」という。)第 20条第2項,第4項及び第5項の規定を 準用して算出された額とする。この場合に おいて、同条第2項中「100分の125」と あるのは「100分の165」とし、同条第5 項中「行政職給料表の適用を受ける職員で その職務の級が3級以上であるもの並び に同表以外の各給料表の適用を受ける職 員で職務の複雑,困難及び責任の度等を考 慮してこれに相当する職員として当該各 給料表につき市規則で定めるもの」とある のは「市規則で定める職員」と,「職員の 職の職制上の段階,職務の級等を考慮して 市規則で定める職員の区分に応じて」とあ るのは「職務等に応じて」と読み替えるも のとする。

(取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第5条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成23年条例第26号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条(略)	第7条(略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条
第1項及び第20条第2項の規定の適用に	第1項及び第20条第2項の規定の適用に
ついては、給与条例第2条第1項中「この	ついては、給与条例第2条第1項中「この
条例」とあるのは「この条例及び取手市一	条例」とあるのは「この条例及び取手市一
般職の任期付職員の採用等に関する条例	般職の任期付職員の採用等に関する条例
(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」	(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」
と,給与条例第20条第2項中「 <u>100分の</u>	と,給与条例第20条第2項中「 <u>100分の</u>
<u>125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 165</u> 」とする。	<u>130</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 170</u> 」とする。

第6条 取手市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第7条(略)	第7条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第2条	2 特定任期付職員に対する給与条例第2条
第1項及び第20条第2項の規定の適用に	第1項及び第20条第2項の規定の適用に
ついては、給与条例第2条第1項中「この	ついては,給与条例第2条第1項中「この
条例」とあるのは「この条例及び取手市一	条例」とあるのは「この条例及び取手市一
般職の任期付職員の採用等に関する条例	般職の任期付職員の採用等に関する条例
(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」	(平成 23 年条例第 26 号)第 6 条の規定」
と,給与条例第20条第2項中「 <u>100分の</u>	と,給与条例第20条第2項中「 <u>100分の</u>
<u>127.5</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 167.5</u> 」とす	<u>125</u> 」とあるのは「 <u>100 分の 165</u> 」とする。
る。	

(取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第7条 取手市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
付 則	付 則
1 (略)	1 (略)
(令和3年3月31日までに支給される期 末手当に関する特例措置)	(令和3年3月31日までに支給される期 末手当に関する特例措置)
2 第13条第1項及び第23条第1項において準用する給与条例第20条第2項の規定の適用については、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、同項中「100分の125」とあるのは、「100分の65」とする。	2 第 13 条第 1 項及び第 23 条第 1 項におい て準用する給与条例第 20 条第 2 項の規定 の適用については,令和 2 年 4 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日までの間,同項中「10 0 分の 130」とあるのは,「100 分の 65」と する。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条及び第6条の規定は、 令和3年4月1日から施行する。